

石川県公報

平成27年5月29日
第12803号（金曜日）
毎週2回 火曜 金曜発行

目次

目		次	
告 示		公安委員会	
○歳入の徴収事務の委託 公 告	(文化振興課) 1	○石川県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則	4
○入札公告	(厚生政策課) 1	○石川県公安委員会が行う交通の規制の一部改正	4
○平成27年度石川県介護支援専門員実務研修受講試験公告	(長寿社会課) 3	選挙管理委員会	
○農用地利用配分計画の認可公告	(農業政策課) 3	○政治団体の届出の公表	5
○開発行為に関する工事の完了公告	(建築住宅課) 4	○政治団体の届出事項の異動の届出の公表	5
		○政治団体の解散の届出の公表	6
		○資金管理団体でなくなった旨の届出の公表	6
		○石川県選挙管理委員会告示第197号の公布公告	6

告 示

石川県告示第262号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収事務を委託した。
平成27年5月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

委 託 事 項	委 託 先		委 託 期 間
	所 在 地	名 称	
石川県立歴史博物館及び加賀本多博物館共通利用券に係る使用料の徴収事務	金沢市出羽町3番1号	公益財団法人藩老本多蔵品館	平成27年4月17日から 平成28年3月31日まで

公 告

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

平成27年5月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 一般競争入札に付する事項

- 借上件名及び数量
自動車運転シミュレーション装置借上 一式
- 調達件名の特質等
入札説明書による
- 借上期間
平成27年10月1日から平成34年9月30日
- 設置場所
金沢市赤土町ニ13-1
石川県リハビリテーションセンター

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）に基づき、平成27年度において競争入札参加者資格を有する者で、次に掲げる条件の全てに該当し、かつ、知事によりこの契約に係る入札参加資格の確認を受けたものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 県の指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札者に要求される義務

入札者は、入札参加資格確認申請書を提出しなければならない。入札参加資格確認申請書には、次に示す事項について証明する書類を添えて平成27年6月3日（水）までに5(1)の提出場所に提出すること。なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

- (1) 仕様書に定められる業務内容を公正かつ的確に遂行し得る者であること。
- (2) 国又は地方公共団体が発注した各種の機器又は装置に係る借上げを受注し、又は履行した実績を有し、この公告に示した借上予定物品の納入が可能であると認められる者であること。

4 入札参加資格の確認の結果通知

確認の結果通知は、平成27年6月5日（金）までに入札参加資格確認結果通知書を郵送する等により行う。

5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、入札説明書及び入札参加資格確認申請書の交付場所並びに問合せ先
〒920-0353 金沢市赤土町ニ13-1 石川県リハビリテーションセンター3階 庶務課
電話番号 076-266-2860

- (2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において交付

- (3) 入札書の受領期限（郵送による場合）

平成27年6月9日（火）正午（郵送にあたっては、書留郵便とし、受領期限内必着とする。宛先は(1)の提出場所とする。）

- (4) 開札の日時及び場所

平成27年6月9日（火）午後2時 石川県リハビリテーションセンター4階 研修室

6 入札方法

入札金額は、1(3)の借上期間に係る賃貸借料総額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定方法

石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札に関する注意事項

- (1) 入札参加者は入札当日、入札参加資格確認結果通知書を提示すること。

- (2) 入札参加者は、仕様書、契約書案その他関係書類を熟覧の上、入札すること。
- (3) 入札参加資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いを行わない。

9 入札の無効

この公告に示した入札に参加する資格のない者、入札参加資格の確認手続等を行わない者、入札に関する注意事項を遵守しない者及び入札心得に違反した者のした入札は、無効とする。

10 契約書作成の要否

要

11 入札保証金及び契約保証金

免除

平成27年度石川県介護支援専門員実務研修受講試験公告

介護保険法（平成9年法律第123号）第69条の2第1項に規定する介護支援専門員実務研修受講試験を次のとおり実施する。

平成27年5月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 試験の日時

平成27年10月11日（日） 午前10時から

2 試験の場所

- 石川県社会福祉会館（金沢市本多町3丁目1番10号）
- 福祉総合研修センター（金沢市本多町3丁目2番15号 県立図書館内）
- 本多の森会議室（金沢市石引4丁目17番1号）
- 石川県立工業高等学校（金沢市本多町2丁目3番6号）
- 石川県立看護大学（かほく市学園台1丁目1番地）

3 指定試験実施機関

社会福祉法人石川県社会福祉協議会

4 出願に関する書類の受付期間

平成27年6月19日（金）から同年7月3日（金）まで。なお、郵送の場合は、同日までの消印のあるものを受け付ける。

5 出願に関する書類の提出先

社会福祉法人石川県社会福祉協議会福祉総合研修センター
〒920-0964 金沢市本多町3丁目2番15号
電話番号 076-221-1833

6 その他

受験案内等の請求その他詳細については、社会福祉法人石川県社会福祉協議会福祉総合研修センターへ問い合わせること。

農用地利用配分計画の認可公告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

平成27年5月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
宮田 順一	能美市徳久町ナ77	能美市金剛寺町21ほか2筆
有限会社 たけもと農場	能美市牛島町口175	能美市牛島町口200ほか13筆

奥森 英夫	羽咋市千路町西区53、54、55	羽咋市千路町ろ31ほか2筆
有限会社 グリーンアース杉浦	羽咋市円井町イ5-1	羽咋市吉崎町346-1ほか5筆
上牧 正明	羽咋郡宝達志水町門前口18	羽咋郡宝達志水町上田出五3ほか2筆
大橋 俊治	羽咋郡宝達志水町吉野屋ヨ77-1	羽咋郡宝達志水町吉野屋ぬ47-1ほか4筆
農事組合法人 貝田生産組合	羽咋郡志賀町貝田卯15-1	羽咋郡志賀町貝田丁1
農事組合法人 志加の郷だいち	羽咋郡志賀町町29-44	羽咋郡志賀町町甲125ほか196筆
農事組合法人 あぐりばんば	鹿島郡中能登町東馬場ほ59	鹿島郡中能登町井田れ7ほか23筆
有限会社 ファーマー	輪島市門前町内保サ51	輪島市門前町山是清28-1ほか6筆
井村 辰二郎	金沢市疋田2-210-2	輪島市門前町山是清26-2ほか4筆
栗蔵水稲 株式会社	輪島市町野町栗蔵白山田32	輪島市町野町鈴屋72ほか14筆
有限会社 川原農産	輪島市町野町佐野へ28	輪島市町野町東大野139ほか10筆
有限会社 珠洲グリーン開発	珠洲市三崎町引砂子25-3	珠洲市三崎町引砂2-26ほか5筆
井田 裕二	珠洲市三崎町粟津タ65	珠洲市三崎町粟津14-16-2ほか5筆

2 認可年月日

平成27年5月29日

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく次の開発行為に関する工事が完了した。

平成27年5月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者
加賀市桑原町口63番3、63番4、65番1、66番2、143番及び144番	加賀市桑原町口66番地 新生生コンクリート株式会社

公 安 委 員 会

石川県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年五月二十九日

石 川 県 公 安 委 員 会

石川県公安委員会規則第三号

石川県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則

石川県警察の組織等に関する規則（昭和四十一年石川県公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第二十一条の三中「三課」を「二課」に、「警備課」を「警備課」に改める。

第二十一条の六を削り、第二十一条の七を第二十一条の六とし、第二十一条の八を第二十一条の七とする。

附 則

この規則は、平成二十七年六月一日から施行する。

石川県公安委員会告示第63号

石川県公安委員会が行う交通の規制（昭和47年石川県公安委員会告示第48号）の一部を次のように改正する。

平成27年5月29日

石 川 県 公 安 委 員 会

別表第1（信号機の設置場所）金沢中警察署管内の表39の項を次のように改める。

39	いしかわ四高記念公園前交差点	金沢市片町1丁目1番30号先 主要地方道金沢湯涌福光線と市道香林坊1丁目2号との交差点	S44. 3. 31
----	----------------	--	------------

別表第1（信号機の設置場所）輪島警察署管内の表35の項を次のように改める。

35	削	除
----	---	---

選挙管理委員会

石川県選挙管理委員会告示第193号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

平成27年5月29日

石川県選挙管理委員会

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	設立届受理年月日
作田毅草深区後援会	江戸 正 則	北 坂 外茂治	能美郡川北町字土室ル166番地	平成27年4月6日
小山栄後援会	柿 本 兵三郎	杉 木 一 義	輪島市三井町中永長39番の2地	平成27年4月8日
中村利男橘新後援会	入 口 博 志	室 谷 利 彦	能美郡川北町字橘新イ5	平成27年4月8日
苗代実壺ツ屋後援会	中 村 辰 男	森 田 秋 好	能美郡川北町壺ツ屋へ41番地	平成27年4月8日
森作治後援会	北 野 義 秋	内 田 正 二	能美郡川北町橘ツ54-1	平成27年4月14日
坂井たけし橘区後援会	中 島 俊 幸	福 島 日出夫	能美郡川北町字橘ト104番地	平成27年4月15日

石川県選挙管理委員会告示第194号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり公表する。

平成27年5月29日

石川県選挙管理委員会

（政党の支部）

政治団体の名称	異動事項	新	旧	異動届受理年月日
自由民主党石川県農協連支部	代 表 者	上 坂 英 善	安 田 舜一郎	平成27年4月7日
	会計責任者	中 出 豊 彦	牧 康 晴	
自由民主党石川県電気通信職域支部	会計責任者	為 永 貞 祐	北 本 健 一	平成27年4月8日

（政党の支部以外の政治団体）

政治団体の名称	異動事項	新	旧	異動届受理年月日
吉村のりあき後援会	代 表 者	木 崎 馨 雄	吉 村 勇 壮	平成27年4月1日
石川県絹人織物振興連盟	代 表 者	山 本 一 人	西 紀 幸	平成27年4月2日
小 阪 栄 進 後 援 会	主たる事務所の所在地	金沢市元町1丁目11番3号	金沢市山の上町33-19	平成27年4月2日
	代 表 者	伊 藤 芳 博	荒 屋 松 一	
	会計責任者	荒 屋 松 一	堀 岡 幸 一	
山田としお石川県後援会	代 表 者	上 坂 英 善	安 田 舜一郎	平成27年4月7日
	会計責任者	中 出 豊 彦	牧 康 晴	

むぎた徹連合後援会	代表者	高島清司	西本明弘	平成27年4月8日
おくだ建後援会	国会議員関係団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	平成27年4月15日
	主たる事務所の所在地	金沢市中村町31-41 ハイム犀川501	金沢市中村町31-41 ハイム犀川203	
	代表者	奥田建	金原博	
	公職の候補者の氏名及び公職の種類		奥田建、衆議院議員候補者等	
作田良一後援会	代表者	山田徹	北本憲昭	平成27年4月20日
北栄一郎連合後援会	代表者	北清種	長谷川章	平成27年4月27日

石川県選挙管理委員会告示第195号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公表する。

平成27年5月29日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

(政党の支部以外の政治団体)

政治団体の名称	解散届受理年月日
小山栄後援会	平成27年4月8日
共栄会	平成27年4月13日
井沢義武育政会	平成27年4月14日
井沢よしたけの会連合後援会	平成27年4月14日
安原井沢友の会	平成27年4月14日
ダッシュはせ浩の会	平成27年4月20日

石川県選挙管理委員会告示第196号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、次のとおり公表する。

平成27年5月29日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

(政党の支部以外の政治団体)

資金管理団体でなくなった旨の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出受理年月日
飛弾共栄	共栄会	小松市月津町み83	飛弾共栄	平成27年4月13日
井沢義武	井沢義武育政会	金沢市みどり3丁目21-2 305	井沢義武	平成27年4月14日

石川県選挙管理委員会告示第197号の公布公告

次のとおり県庁前の掲示板に掲示して公布した。

平成27年5月29日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

石川県選挙管理委員会告示第197号

石川県鹿島郡中能登町小竹工部136番地家田徹及び家田万理子から提起された平成27年4月12日執行の石川県議会議員選挙における選挙の効力及び当選の効力に関する異議の申出について、平成27年5月20日、当委員会は次のとおり決定したので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第215条の規定により告示する。

平成27年5月20日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

決 定 書

石川県鹿島郡中能登町小竹工部136番地

異議申出人 家田 徹（73歳）

家田 万理子（77歳）

上記異議申出人（以下「申出人」という。）から平成27年4月21日付けで提起された平成27年4月12日執行の石川県議会議員選挙（以下「本件選挙」という。）における選挙の効力及び同年4月24日付けで提起された本件選挙の当選の効力に関する異議の申出について、石川県選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は次のとおり決定する。

主 文

本件異議の申出をいずれも棄却する。

第1 異議申出の要旨

申出人は、本件選挙を無効とする決定及び本件選挙の当選人の当選を無効とする決定を求める旨の申出をしたものである。その理由とするところを要約すれば、次のとおりである。

- 1 首長、市町議会議員、市及び町から補助金等の交付を受けている区・町会等が推薦又は支持し、組織的に選挙運動に関与する行為は公職選挙法違反かつ選挙犯罪である。
- 2 公営助成費用の不正契約、過大契約、公金詐欺の容疑者、被告発人になる当選人が殆どである。
当委員会等にその改善を求めたが不当に放置した。立候補説明会でも説明を不当に怠った。
県の公費助成の条例による助成限度の単価及び枚数は不当に高額・多大であり、殆どの当選人が公金を不正に使い、室内用ポスター等を印刷し、選挙前に支持者等に不当配布して事前運動をしている。
- 3 当委員会による立候補妨害、選挙運動の妨害があった。また、一部選挙区において不法且つ不当な投票所閉鎖時刻の繰上げがなされており、これらはいずれも違法である。
- 4 石川県知事の能登地区等の無投票当選の促進、支持、マスコミへの公言行為は多大に投票行動に影響を及ぼすものであり、立候補妨害、選挙妨害にあたる。
- 5 選挙前のマスコミによる能登地区の無投票当選の虚偽の報道は公職選挙法の公正な報道を阻害しており、当委員会及び石川県警察選挙違反取締本部はこれらを放置した。これにより、選挙民の投票行動が阻害され、大幅な投票率の低下を招いた。
- 6 一部マスコミによる現職有利の不公正な報道が選挙民の投票行動を阻害した。また、選挙公報の配布前に不正な期日前投票を不当にあおった現職の行為は、宣誓書を偽造させた可能性があり、不正投票である。

以上のことから本件選挙及び本件選挙における当選人の当選は無効である。

第2 決定の理由

当委員会は、申出人の本件申出を適法なものと認めてこれを受理し、慎重に審理を行った。ところで、本件異議の申出は、本件選挙の無効及び当選人の当選は無効とする決定を求めるものであるが、当選の効力に関する争訟は、選挙そのものは有効に行われたことを前提として、何人かその選挙における正しい当選人であるかを争うものであるので、まず、選挙の効力について判断し、その理由を認容することができないときに、更に当選の効力について判断することとする。

また、異議申出ができる選挙人は、選挙区がある選挙においては、当該選挙区における選挙人に限られること（「選挙が選挙区ごとに行われることに鑑み、その選挙区の選挙に参加しうる権利を有する者にその結果の違法を主張する途を与え、もって選挙に関する法規の適用の客観的適正を期している法意であると解するのが相当である（昭和39年2月26日最高裁判決）」）から、審理の対象を申出人が属する選挙区である羽咋市羽咋郡南部選挙区及び鹿島郡選挙区に限ったうえで審理した。

- 1 選挙の効力について

およそ選挙が無効とされるのは、公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)第205条第1項の規定により、その選挙が選挙の規定に違反して行われ、かつ、その規定違反のために選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合に限られている。

「選挙の規定に違反する」とは、「主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指称し、選挙人、候補者、選挙運動者等の選挙の取締りないし罰則規定違反の行為のごときは、これに当たるものではない。それは、かかる違法行為も多かれ少なかれ選挙の結果に影響する機会が多いであろうが、公職選挙法はその違反者を処罰することによってこれらの規定事項の遵守を期待しているのであって、その違法行為のために選挙を無効として再選挙を行うことを趣旨とするものではないと解されるからである。もっとも、かような違法行為でも、そのために選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態を生じた場合には、選挙の自由公正が失われたものとして、あるいは選挙を無効としなければならないことも考えられないではない。」(最高裁判所昭和61年2月18日判決)とされている。

また、「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とは、「その選挙の管理執行の手續に関する規定違反がなかったならば、選挙の結果についてあるいは異なった結果が生ずる可能性のある場合をいうものとされている。」(最高裁判所昭和29年9月24日判決)

当委員会は、こうした観点に立ち、申出人の主張が選挙の無効原因となり得るか否かについて、次のとおり判断する。

(1) 申出理由1について

法第135条及び第136条において選挙事務関係者及び特定公務員の選挙運動が禁止されているが、申出人が主張する者はいずれもこれに該当しない。また、法第136条の2において公務員等の地位利用による選挙運動の禁止について規定されているが、地位を利用して選挙運動を行ったと認めるに足る特段の事実は確認されず、申出人からもその主張を証するに足りる証拠の提出はなかった。

(2) 申出理由2について

申出人の主張する犯罪行為の存否は刑事裁判手続において確定されるものである。

また、当委員会において本件選挙の立候補予定者等を対象に、平成27年3月2日に石川県議会議員選挙に係る選挙運動等に関する説明会を開催しており、その場において、配布した候補者心得の冊子により、「公費負担の対象となるものはポスター掲示場に掲示するポスターに限られること」を説明のうえ、その他の印刷物が誤って契約に含まれることのないよう、注意喚起をしたところである。

なお、申出人はいずれも当該説明会には出席しておらず、その主張は専ら憶測に基づくものである。

本県におけるポスター等の公費負担については、公職選挙法第143条第15項に基づき、石川県議会議員及び石川県知事選挙における選挙運動用自動車の使用等に係る公費負担に関する条例が制定されている。同条例における限度額に関する規定は、公職選挙法施行令第110条の4第2項と同一であるほか、平成14年1月23日名古屋高裁判決において、「これら(条例)の規定は、地方公共団体としては、できるだけポスター作成に係る候補者の自由を尊重すべきものと考えられること、ただ地方公共団体としては一定の限度額を定めておけば公費負担の趣旨を損うおそれが小さいと考えられること、かかる公費負担の事務手続は、短期間に大量かつ集中的に処理される必要があることなどを考慮したものと解され」ており、何ら「選挙の規定に違反する」点は認められない。

(3) 申出理由3の前段について

当委員会による申出人の立候補及び選挙運動の妨害については、申出人からその主張を証するに足りる具体的裏付けがなく、また当委員会の調査によっても、そのような事実は確認されなかった。

また、申出人の主張する犯罪行為の存否は刑事裁判手続において確定されるものである。

(4) 申出理由3後段について

申出人が属する選挙区のうち、羽咋市羽咋郡南部選挙区について、法第40条の規定により、羽咋市においては15投票所にて1時間、宝達志水町においては10投票所にて2時間、それぞれ投票所閉鎖時刻を繰り上げている事実が認められる。この投票所閉鎖時刻の繰り上げは、期日前投票制度の周知に伴い、羽咋市においては、平成22年7月執行の参議院議員通常選挙から、宝達志水町においては、平成22年3月執行の石川県知事選挙からそれぞれ当委員会へ毎回届出がされており、当該市町において、広報誌などにより選挙人に周知されてきたと

ころである。本件選挙においても同様の届出がされ、投票管理者に通知されるとともに告示され、選挙人に対しても周知されたものである。このため、選挙人の投票に支障を来さないと認められる特別の事情に該当しないと直ちに認められるものではない。仮に特別の事情に該当しないとしても、次のとおり、選挙の結果に異動を及ぼすおそれがないことは明らかである。

(羽咋市羽咋郡南部選挙区における候補者の得票数)

稲村 建男 7,812票 (当選)
 本吉 浄与 6,816票 (当選)
 家田 徹 314票 (落選)

(最下位当選者と落選者の得票数の差) 6,502 > (繰上時間の想定投票者数) 1,241

羽咋市羽咋郡 南部選挙区	投票者数 ①	期日前投票 者数 ②	不在者投票 者数 ③	当日投票者数 (①-②-③)④	繰上時間 ⑤	繰上時間の想定 投票者数 ④×⑤/(13-⑤)
羽咋市	9,850	3,273	122	6,455	1	538
宝達志水町	5,393	1,479	49	3,865	2	703
計	15,243	4,752	171	10,320		1,241

(5) 申出理由4について

立候補の自由については、「被選挙権を有し、選挙に立候補しようとする者がその立候補について不当に制約を受けるようなことがあれば、そのことはひいては、選挙人の自由な意思の表明を阻害することとなり、自由かつ公正な選挙の本旨に反することとならざるを得ない。(中略)さればこそ、公職選挙法に、選挙人に対すると同様、公職の候補者または候補者となろうとする者に対する選挙に関する自由を妨害する行為を処罰しているのである(最高裁判所昭和43年12月4日判決)」と判示されている。石川県知事が候補者となろうとする者に不当に制約を課したとの事実は確認されず、申出人からもその主張を証するに足りる証拠の提出はなかった。

(6) 申出理由5及び申出理由6の前段について

法第148条第1項ただし書きにおいて、虚偽の事項を記載し又は事実を歪曲して記載する等表現の自由を濫用して選挙の公正を害してはならない旨、規定されているが、このような表現の自由を濫用して選挙の公正を害したと認めるに足る特段の事実は確認されず、申出人からもその主張を証するに足りる証拠の提出はなかった。

また、最高裁判所判例において、「右205条にいう選挙の規定違反とは、主として選挙管理の任にあたる機関の管理手続に関する規定違反を指すものであることは原判決の説明するとおりであり、かりに所論のように右記事の掲載が同法148条第1項但書に違反するものとしても、かかる違法は、同法235条の2第1号による刑事上の責任の原因となるだけであって、同法205条にいう選挙の規定違反ではなく選挙無効の原因となるものではない。(昭和30年8月9日最高裁判所判例)」と判示されている。

(7) 申出理由6の後段について

申立人は、期日前投票に宣誓書の偽造による不正投票の可能性がある旨、主張するが、その主張を裏付ける客観的な証拠は提出されず、その根拠は専ら推量の域にとどまるものである。

上記のとおり、申出人は、本件選挙に関し違法又は犯罪行為等があったことを理由として選挙の無効を主張しているものと認められるが、その主張を証するに足りる具体的裏付けがなく、申出人が主張するような違法又は犯罪行為等により、法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく損なわれたという事実があったと認めることはできなかった。

また、仮に申出人が主張するような事実が存在するとしても、それは選挙等の取締りないしは罰則規定に違反する行為であり、「選挙の規定に違反する」ことに含まれないことは明らかであり、また、本件選挙の結果について異なった結果が生ずるおそれがあったとは認められない。

以上のことから、本件選挙に係る選挙の効力に関する申出人の主張については、いずれも認めることができない。

2 当選の効力について

当委員会は、前記1により本件選挙を無効とする申出人の主張を認容しないことから、選挙が有効に行われた

ことを前提として当選の効力について判断する。

およそ当選の効力に関する争訟においては、「当選無効は当該選挙が有効に行われたことを当然の前提とするものであるところ、その原因となり得べき違法事由には、当選人決定についての違法、即ち、当選人を決定した機関の構成や決定手続の違法、各候補者の有効得票数の算定の違法、当選人となり得る資格の有無の認定に関する違法等のみがこれに当たるものと解するのが相当である。」とされている。(名古屋高等裁判所平成4年12月17日判決)

よって、当選の効力に関する争訟における当選無効原因としての違法事由は、当選人決定について違法事由のみに限られていると解されているところであるが、申出人の主張する各種の違反行為は、既に述べた当選争訟における当選の無効原因のいずれにも該当しない。

また、申出人は、「公金詐欺等の選挙犯罪を再三犯す当選人は当選無効とする」との決定を求めているが、「候補者が違法な選挙運動を行っても、そのために刑に処せられない以上、その者の当選が無効となるものではない。したがって、当選無効訴訟において、当選人が選挙犯罪に該当する行為をしたか否かを審理判断してこれを理由にその当選を無効とすることはできないものである」(仙台高等裁判所平成3年12月26日判決)と判示されている。

したがって、申出人の主張には理由がない。

以上のことから、本件選挙に係る選挙の効力及び当選の効力に関する申出人の主張については、いずれも認めることができない。

よって、当委員会は主文のとおり決定する。

平成27年5月20日

石川県選挙管理委員会

委員長 今 井 欽 次